

宮城県監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 26 年 11 月 28 日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子

記

1 監査委員の報告日

平成 26 年 9 月 3 日

2 通知のあった日

平成 26 年 11 月 11 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課（水道経営管理室）

イ 監査委員の報告の内容

企業債の償還において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

企業債の償還において、借入先（金融機関）への償還日を錯誤し支出関係書類を作成したうえ、支出事務の決裁段階で関係職員の確認が不十分であったことから、支払が 1 日遅れたため追加利息が発生したものである。再発防止に向けて、会計事務（支出・収入等）における支出帳票等に添付する証拠書類の重要項目にマーカーを付するなど、視覚的に相互チェックが働くよう工夫するとともに、チェックリストを作成し証拠書類に添付することで、チェック漏れを防ぐなど、再発防止対策に取り組むこととし、支払遅延発覚以降、実施している。